

許 可 書

京都市指令保医セ第 618 号
平成 29 年 11 月 21 日

営業所所在地 京都市東山区八坂鳥居前清井町 489 番地 4

名 称 京都八坂の町家 和 “NAGOMI”

営業者氏名 株式会社スターゲイトホテル
代表取締役 大久保 智司

京 都 市 長 門 川 大 作



平成 29 年 10 月 12 日付けで申請のありました簡易宿所営業（京都市旅館業法施行細則第 8 条第 1 号から第 5 号までの要件を満たす施設）については、旅館業法第 3 条第 1 項の規定により、許可します。